

## 令和3年度第10回総会（月例）議事録

日 時	令和4年1月28日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （11名）	上入來 幸一（会長） 有村 伊智博      岩元 節朗 弟子丸 宗一      堂免 修 横峯 明人 仮屋 幸孝（運営委員） 上四元 正昭      園山 一則 永尾 寛              鳩宿 隆雄
招集外委員 （8名）	有村 浩一              豊留 辰男              鳥丸 俊秀              中村 秀彦 福永 大悟              堀之内 薫              松下 清美              室屋 智美
事 務 局	事務局長      三浦 専門員      矢崎、大西 主 査      水盛、帖地、有村 主 事      塩田 主 任      鮫島、山本、西、平川
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 7 贈与税の納税猶予に関する件 7 令和5年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 7 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 8 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第10回総会を開催いたします。</p> <p>今回の総会は、事前にご案内したとおり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、出席委員を縮小し、また、開催時間を短縮するため、議案の発表は行わず、補足説明のみ事務局から行うこととします。さらに、報告事項につきましては、お目通しいただくことをもって報告とさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中11人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、上四元委員、有村伊智博委員をお願いいたします。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題3「農地法第5条許可申請に関する件」、議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

<b>議 題</b>	
<b>議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ ~ 2 ページ 8 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 補足説明があります。吉野支局お願いします。</p>
吉 野 支 局	<p>番号 3、4 につきまして、補足説明いたします。 申請人が原告となった、所有権移転手続等請求事件について、農地法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づく確定判決に伴う単独申請です。 権利の種別は「所有権移転」、内容は「交換」です。 番号 4 については、渡人からの単独申請となりますが、市の法務相談員に確認し、判決文の内容から渡人の単独申請は可能との判断を得ており、また、全国農業会議所にも確認しております。 受人の所有農地についても全て耕作していることを現地調査により確認しております。 以上です</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の番号 4 号以外は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」8 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題 2 . 農地法第 4 条許可申請に関する件 3 ページ 1 件</b>	
議 長	<p>次に、議題 2 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 補足説明があります。谷山支局お願いします。</p>

<p>谷山支局</p>	<p>番号1について補足説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約2.5kmに位置する農用区域にある農地のため、農用地除外については、令和3年10月審議済であり、除外後第2種農地です。</p> <p>申請人は市内に勤める会社員で、現在居住している自宅が老朽化しているため、今回申請地に自己の住宅を建築するため転用しようとするものです。</p> <p>また申請人は、必要な手続きを経ずに、平成3年ごろ当該地の一部に砂利を敷き使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議題3．農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>4ページ～9ページ 17件</b></p>	
<p>議長</p>	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>5ページ、番号4、5号、8ページ、番号16号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんが、今回は出席委員数を最小限にした関係で出席されておりませんので、続けて審議を行います。</p> <p>補足説明があります。谷山支局お願いします。</p>

<p>谷山支局</p>	<p>番号3について補足説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約6.6kmに位置する第2種農地の市街化近接農地に該当します。</p> <p>申請人は、水力発電取水施設を設置するため転用を行うもので、発電施設の規模としては、発電出力141.1Kwで、約200世帯分の年間消費電力に相当するものです。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を令和3年9月に受けており、九州電力との系統連系に係る契約についても、令和2年10月に成立していることを確認しております。また河川管理者である鹿児島県とも協議済みで、許可を確認しております。</p> <p>こちらの方に、発電施設の平面図をお示ししております。</p> <p>取水施設を、川に石を設けまして、ここから下流の方に、川の流れて言ううと600m位、水を流す管の延長としては、420m位になります。こちらまで落差が50m位ございます。その落差を利用いたしまして、下流の方、この発電施設の方で、水の力で発電するというので、年間で200世帯分の見込みで、大体、CO2の削減量で言ううと3万から3万5千本位できるということになっております。</p> <p>川が上流から流れてきて、ここで一旦水を取り入れます。この沈砂池を通過して、砂を沈めた後に、といわれる水を一度溜める場所、こちらを通りまして、発電に必要な水をこちらの方に流して行って、県道沿いに管は埋めることになっています。残りの水は、ここからまた川に戻す、一定の水量についてはです。全部を取り込むわけではございません。この取水口から発電施設までの区間というのは、ほとんど谷のような所になっております。農地が周りにはなくて、ほとんど山林になっておりますので、農地への影響をいうのはほとんどないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、伊敷支局お願いします。</p>

伊 敷 支 局	<p>番号4と番号5は関連がありますので、一括して補足説明いたします。</p> <p>申請地は、伊敷支所から北西約5kmの位置にある農用区域内農地です。</p> <p>申請地は1筆1,886㎡ありますが、そのうちの739㎡を番号4の農家住宅1棟63.67㎡、通路244㎡、庭敷地等431.33㎡として利用し、残りの1,147㎡を番号5の養蜂場1,106㎡、農業用倉庫1棟41㎡として転用します。</p> <p>農家住宅を建築する部分は、農用区域内からの除外済みです。養蜂場の部分については、用途区分変更済みです。</p> <p>申請人は今回申請地で居住用の農家住宅を建て、養蜂業を営もうとするもので、養蜂場に養蜂箱128個を置く計画で蜜蜂50蜂群を飼育します。</p> <p>蜜蜂を飼育する者は養蜂振興法第3条第1項に基づき、県畜産課中小家畜係へ毎年1月1日現在の蜂群数と年間の飼育計画の蜜蜂飼育届を、1月31日までに届出する必要がありますが、申請人はすでに県への届出を済ませております。</p> <p>なお、申請地は平成29年に3条取得されオリーブを植樹していますが、前使用者が土地所有者に無断で畑の土を販売目的で搬出し粗悪な土壌と入れ替えたため当該地は農地としては作物が生育しない粗悪な畑となっており、オリーブも立ち枯れや生育不良となってしまうとのことです。また、他の野菜等も植えてみましたが生育しなかったとのことです。</p> <p>農地として耕作してくれる借り手を探しましたが、見つからなかったため、今回、養蜂業者が自宅と養蜂場の用に供する場所を探していたところ、蜜源となる都市農業センターに程近い申請地を所望されたため、やむなく転用しようとするものです</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元支局お願いします。
松 元 支 局	<p>番号15件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から東南へ約2.0kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請者は、申請地を取得し、建売住宅12棟を新築するものです。</p> <p>雨水排水については、水路放流ですが、隣接地を経由して水路に排出する計画です。当初、地下配管を通す計画でしたが、側溝を作る計画へ変更をしたため、現在分筆手続き中で分筆完了後5条許可申請を行う予定です。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号5号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	番号4、5号ですが、農家住宅となっておりますが、誰の農家住宅になりますか。受人の方が住宅を建ててるのですか。
伊 敷 支 局	申請人の受人の方が、農家住宅を建てて、ここに住むということです。
9 番 委 員	受人の方は、農家なんですか。
伊 敷 支 局	この方は、お兄さんが谷山の方で、養蜂業をしていらっしゃるって、その会社に勤めていて、兄弟でやっております。
9 番 委 員	養蜂場に勤めていると農家になるわけですね。
伊 敷 支 局	この方は、日置の方で3反位の田と、この土地の横に約2反位、レンゲ畑として、農地を借りておられます。耕作もされていらっしゃるようです。
9 番 委 員	受人の方は、耕作されているわけですね。そうしますと、この方が持っている農地とかをここに書くべきではないでしょうか。 それから、番号3ですが、水力発電の発電はいつから始まるのでしょうか。
谷 山 支 局	令和5年5月になります。
9 番 委 員	わかりました。 それから、番号17ですが、宅地分譲が191.24㎡となっております。転用面積は247㎡となっておりますが、この差はどういうふうに考えればいいですか。
郡 山 支 局	この場所は土地区画整理区域内の農地で、その面積が247㎡ということです。区画整理の後、仮換地面積が191.24㎡ということになっておりので、その差は区画整理で減った分ということになります。
9 番 委 員	わかりました。

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題３．「農地法第５条許可申請に関する件」１７件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号５号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題４．非農地認定に関する件</b>  <b>１０ページ～１１ページ ８件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題４．「非農地認定に関する件」を審議します。 お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題４．「非農地認定に関する件」８件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題５．農用地利用集積計画に関する件</b>  <b>１２ページ～２６ページ ２７件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題５．「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。  １７ページ、番号１０号につきましては、１８番委員自身の親族が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、１８番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事に参与することができませんが、今回は出席委員数を最小限にした関係で出席されておりませんので、続けて審議を行います。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>



<b>議題 6 . 「贈与税の納税猶予に関する件」</b>	
<b>27ページ 1件</b>	
議 長	<p>次に、議題 6 . 「贈与税の納税猶予に関する件」を審議します。 お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6 . 「贈与税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することに決定いたします。</p>
<b>議題 7 . 令和 5 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について</b>	
<b>別冊資料 2</b>	
議 長	<p>続きまして、議題 7 . 「令和 5 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>提案事項につきましては、先月の総会で協議してまいりましたが、今月は、最終的に提案を取りまとめていきたいと思っております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題 7 . 「令和 5 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」でございます。</p> <p>先月の総会において中身を協議していただきました。その協議結果を踏まえ、1月の運営連絡会において整理をいたしましたので、再度今月協議をお願いし、最終的に鹿児島市からの提案事項として県農業会議へ報告したいと考えております。</p> <p>1ページから3ページまでが意見書、4ページから11ページまでが、12月総会提案分との対照表でございます。</p> <p>また、12ページ以降は、提案事項6に関する農林水産省の令和3年度補正予算及び令和4年度予算の事業内容となっており、参考資料として添付しております。</p> <p>提案項目1から6は、先月と同じですが、内容については、全般的に文言整理を行いました。</p> <p>また、提案事項7につきましては、事務局からの追加提案事項でございます。それでは、資料に目通しの上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>先月の総会の後、事務局に整理をして頂きまして、運営連絡会で検討致した結果、このようにまとめたわけでございます。7件ということですが、この中で、6番目の「サツマイモ基腐病の防除対策について」は、省いてもいいのではないかと私は思っております。12月の全国会長代表者大会に行ったおり、国会議員に個別に農業会議の方で会って、色々陳情したわけですが、大隅、曾於、南薩で非常にサツマイモを作っているわけですが、2、3年前から自分達のところに陳情がきているし、県や市町村からも国の方に要請がきているし、農業会議、JAからも要請をもらっているということで、今、一生懸命対策を取っていることだということです。わざわざこれを陳情しなくてもいいのではないかと思います、どのように取り扱いましょうか。抜いてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>提案事項については、6番目の「サツマイモ基腐病の防除対策について」を抜いて6点ということで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題7「令和5年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、原案を一部修正し、決定いたします。</p> <p>また、後日「県農業会議」へ提案いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、番号1から8につきましては、各自お目通しいただきますようお願いいたします。</p>
---	--

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 28ページ～32ページ 5件	
2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 33ページ～36ページ 2件	
3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 37ページ 1件	
4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 38ページ～39ページ 6件	
5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 40ページ～48ページ 24件	
6. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 49ページ～50ページ 5件	
7. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 51ページ～52ページ 2件	
8. 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3	
議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前10時28分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和3年度第11回総会（月例）開催日時は、 2月28日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時30分）</p>